

栗山町開拓記念館・泉記念館指定管理業務仕様書

栗山町開拓記念館・泉記念館（以下「記念館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

なお、以下の内容は指定管理業務の大要を示したものであり、記載の無い業務等であっても、記念館の管理運営上必要と考えられるものについては、指定管理者の負担により実施するものとする。

1 記念館の設置目的・指定管理者に期待する役割

記念館は郷土の開拓に尽くした先人の文化や遺産を後世に伝え、教育文化の発展に寄与することを目的とする施設です。

泉記念館は開拓功労者泉麟太郎翁の功績を讃え、その旧邸を記念館として、歴史的資料の保存と町民の文化の向上に資することを目的とする施設です。

両施設とも町民が栗山の歴史に触れ、学ぶ場として、指定管理者には、教育委員会と連携した様々な事業展開を図り、栗山の歴史や文化を後世に伝える取組を期待しています。

2 施設の管理業務に関する基本的方針

指定管理者が記念館の管理を行うに当たっては、以下の考えを基本にするとともに、その履行に対して、必要な措置を講じること。

- (1) 施設の設置目的に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- (2) 施設管理に当たっては、関係法令及び条例等の規定を遵守し、適切な管理運営を行うこと。
- (3) 施設を安全かつ快適に利用できるよう十分な配慮を行うとともに、公共サービスの向上を図ることを念頭に管理運営に努めること。
- (4) 業務に関して取得した利用者等の個人情報の保護を適切に行うこと。
- (5) 効率的、効果的な管理運営を行い、管理経費の縮減に努めること。
- (6) 利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。

3 施設の概要

① 施設の名称	栗山町開拓記念館	泉記念館(栗山町指定文化財)
② 施設の所在地	栗山町角田60番地4	栗山町角田61番地4
③ 施設の構造	鉄筋コンクリート造・平屋建	木造平屋建 (屋根/茅葺寄棟造・外部土塗下見板張、基礎/自然石、軒/木負茅負)
④ 施設の面積	敷地面積 2,638.89 m ² 建築面積 725.64 m ² 延床面積 716.04 m ²	敷地面積 661.45 m ² 建築面積 129.58 m ² 延床面積 126.27 m ²

⑤ 施設内容	名 称		面積(㎡)		名 称		面積(㎡)	
	玄関		10. 40		玄関		6. 62	
	常設展示室		398. 83		三畳間		4. 96	
	特別展示室		100. 50		居間		34. 77	
	事務室		19. 78		和室(座敷)		12. 42	
	収蔵庫		79. 50		和室(扇の間)		19. 87	
	ロビー		56. 00		和室(亀の間)		12. 42	
	通路		11. 94		和室(鶴の間)		19. 87	
	トイレ		20. 00		縁 側		9. 93	
	駐車場(共有)		(来客者用) 180. 00 (職 員 用) 50. 00		駐車台数 15台 (共有)			
⑥ 利用実績 (月別利用実績 別表1)	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	利用 者 数	開拓記念館	1, 072人	1, 509人	2, 043人	2, 390人		
		泉記念館	927人	1, 282人	1, 660人	2, 069人		
	入館料		76, 850円	115, 600円	162, 100円	190, 550円		
⑦ 開 設 年月日	昭和63年9月14日				昭和52年4月1日			
⑧ 施設の 見取図	募集要項資料5							

4 開館時間及び休館日

施設の名称	開館時間	休館日
栗山町開拓記念館	午前10時から 午後4時まで	月曜日、祝日の翌日(祝日の翌日が土曜日又は日曜日に当たるときは火曜日)、 12月31日～1月5日
泉記念館		

※上記の開館時間及び休館日を変更できますが、あらかじめ栗山町教育委員会(以下「委員会」という。)の承認が必要です。

5 業務の内容と要求水準

指定管理者が行う業務内容と要求水準は、以下のとおりとする。

第1 総括的事項

(1) 管理運営業務の基本方針

記念館の管理運営に関して、指定管理者としての基本方針を策定する。

【要求水準】

- ① 記念館の管理運営に関して、1. 施設の設置目的・指定管理者に期待する役割を実現するとともに町民サービスの向上、経費の削減を図るうえでの基本方針を明確にすること。
- ② 基本方針の策定に当たっては、施設運営の透明性を確保するよう特に留意すること。
- ③ 記念館の管理運営に係る業務は別記1とする。

(2) 平等利用の確保

記念館における平等利用を確保するための方針及び取組項目を明確にし、実施する。

【要求水準】

上記方針及び取組項目として明確化する内容は次の内容を含むこと。

- ① 平等利用を確保するうえでの指定管理者としての基本的な方針。
- ② 上記方針を具体化するうえでの責任者の役割、職員の心構え
- ③ 不当な差別的取り扱いに該当するおそれのある行為等を発生させないように指定管理者として取り組む項目
- ④ その他、平等利用確保に際しての留意事項等

(3) 管理運営組織

ア. 組織の整備、責任者の配置

記念館における管理運営業務を適切に行う組織を整備し、責任者を配置する。

【要求水準】

- ① 組織の整備に当たっては、本仕様書に示す各業務の分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統、その他必要な内容を規定し、その内容を一覧できる組織図を作成すること。
- ② 責任者は管理運営業務の基本方針の具体化、委員会と指定管理者との協議、必要な報告、その他本仕様書に定める業務(以下「本業務」という。)全体を統括するとともに、本業務に関する委員会その他との対外的な協議等について、責任を持って一元的に対応すること。
- ③ 責任者の住所、氏名は所定の様式により届け出ること。(「指定管理業務マニュアル」参照)

イ. 従事者の確保、配置

記念館における管理運営業務を適切に行うために必要な従事者(以下「職員」という。)を確保する。
また、研究員については委員会が派遣する。

【要求水準】

- ① 管理運営の開始日以降指定期間の満了日に至るまで、本業務に必要な職員を確保すること。
職員の配置計画を作成し、業務に支障がないよう配置すること。
- ② 供用時間においては、次の人員を常時配置すること。
＜職員の配置基準＞ 記念館の管理運営に係る業務 1名以上
- ③ 記念館における管理運営業務には、以下の資格を有する者を配置すること。
・甲種防火管理者資格(消防法)を有する者 1名以上

ウ. 人材の育成

職員に対して業務上必要とされる研修、指導教育(以下「研修等」という。)を実施する。

研修等は各年度の実施計画(以下「研修計画」という。)を作成し、その計画に基づき実施する。

なお、研修等は指定管理者が自ら行うものの他、公的機関その他の組織が行う研修等に職員を派遣して行うことも可能とする。

【要求水準】

①研修等を通じて、職員が行う業務を完全に理解し、その実施に支障が生じない状況を確保すること。

なお、理解すべき内容としては、少なくとも次の内容を含むこと。

- ・各職員が行うべき業務の内容及び責任、利用者への接遇、業務上遵守すべき関係法令・条例・規則等の規定内容、防火・防災対策、その他業務に必要な知識、技術、心構え等。

②研修計画には、次の内容を含むこと。

- ・研修等の実施方針
- ・研修等の実施項目、各項目の概要、実施スケジュール

エ. 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上

記念館における職員の安定的な確保を図り、当該施設の設置目的を実現するため、職員の雇用に関する関係法令を遵守し、必要な規定の作成や届出等を行うとともに、雇用環境の維持向上に努める。

【要求水準】

①職員の雇用に関しては労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、その他記念館の管理運営に当たり関連する労働関係法令を遵守し、就業規則その他の必要な規定等を整備するとともに、必要な届出を監督官庁に行うこと。

②職員に対する給与、賃金等の支払を適切に行うこと。

③職員個々が町民サービスの向上、管理経費の縮減に意欲を持って取り組めるよう、安全衛生やコミュニケーションを含め、十分な労働環境を整えること。

(4) 第三者に対する委託業務等

ア. 第三者に対する委託業務等における適正の確保

第三者に対する委託(以下「再委託」という。)を行う業務の適正を確保する。

【要求水準】

①再委託を行う場合には、委員会の承認を得ること。(「指定管理業務マニュアル」参照)

②再委託を行う場合には、相手方となる事業者(以下「再委託事業者」という。)が、再委託した業務の履行に当たり、記念館の管理運営における町民サービスの向上について配慮するとともに、利用者の安全を十分に確保するよう仕様等を作成すること。

③再委託は指定管理者の責任において行うものであることについて、再委託事業者の十分な理解を確保すること。

イ. 再委託の相手方となる事業者への適切な監督、履行確認

再委託事業者に対しては、指揮監督を徹底するとともに、必要な履行確認を行う。

【要求水準】

①再委託事業者との契約に当たり、再委託事業者に対して必要な指揮監督を行う部署及びその責任

者、再委託事業者側の責任者を明確にし、指揮命令系統及び連絡系統を確立すること。

- ②再委託した業務が当該契約に基づき適切に行なわれるよう、必要な指導、指示、検査、確認を行うこと。

(5) 地域住民や利用関係団体等との連携

施設の管理運営は地域住民や利用関係団体、関係機関、ボランティア等と十分連携を図りながら行う。地域住民や利用関係団体等と意見交換する場を設け、施設の管理運営や事業等の実施に反映させる。

【要求水準】

- ①指定期間開始後速やかに、利用者団体、地元町内会などと指定管理者協議会(以下「協議会」という。)を設置すること。
- ②協議会の設置については、委員会と協力・連携して設置すること。
- ③協議会の運営は指定管理者が行い、年に2回以上開催すること。
- ④協議会では以下の項目について意見交換等を行うこと。
 - ・本業務の報告
 - ・記念館における管理運営上の問題点や改善に関すること
 - ・記念館における事業の実施に関すること
- ⑤協議会の内容は記録し、その要旨を委員会に報告するとともに出された意見に対する対応についても報告すること。
- ⑥できる限り地域の経済効果等に配慮した事業の実施や町内業者への発注に配慮すること。

(6) 財務

記念館の安定的かつ効率的な管理運営を確保するため、本業務に関する資金(協定書に定める指定管理料、利用料金、その他の収入。以下「管理費用等」という。)及び本業務とは別に指定管理者が委員会の承認を得て実施する事業等(以下「自主事業等」という。)に関する資金を適切に管理する。

【要求水準】

- ①本業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に区分し、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること。
- ②本業務に係る経費の収支については、独立した預金口座により管理すること。(「指定管理業務マニュアル」参照)

(7) 苦情対応

施設の管理に関する利用者その他町民からの要望、苦情等(以下「苦情等」という。)に迅速かつ適切に対応し、その結果を委員会に報告する。(「指定管理業務マニュアル」参照)

【要求水準】

- ①苦情等への対応手続を文書により整備すること。また、職員が当該手続の内容を十分に理解していること。
- ②苦情等を受け付ける担当部署を明確化し、利用者、その他必要な者に対して十分に周知していること。なお、利用者等からの申し出があった場合には、当該担当部署とは異なる部署においても苦情等は受け付けること。

- ③町政に関し、指定管理者の業務には全く関わりの無い苦情等があった場合には、速やかに委員会に報告すること。
- ④なお、委員会になされた苦情等の対応上必要と認めるときは、指定管理者に対し報告を求め、現地を調査し、又は必要な指示を行う。

(8) 記録・報告・評価

ア. 記録

指定管理者は、本業務の実施に関する記録・帳簿等を整備、保管する。

【要求水準】

以下の帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管すること。

①日報

＜日報に記載すべき内容＞

- ・施設別、区分別の利用者数
- ・施設別、区分別の利用料金の収入状況
- ・事故や苦情等の有無と内容
(事故や苦情等が発生した場合は、速やかに委員会へ報告すること。)
- ・「日常点検業務」により確認した内容
(異常箇所等があった場合は、速やかに委員会へ報告すること。)
- ・上記のほか、日報に記載することが望ましいと思われるもの。
※日報の様式については、委員会と協議のうえ指定管理者において作成すること。

②管理業務に関する諸規定・マニュアル

③文書管理簿

④各年度の事業計画書及び事業報告書

⑤収支予算及び収支決算に関する書類

⑥金銭の出納に関する帳簿

⑦以上のほか、本業務に関する記録書類、及び委員会が必要と認める書類

イ. 事業等の報告

指定管理者は、以下の報告書類を協定で定めるところにより提出するほか、その他委員会が要求する報告書類についても、適宜提出する。

【要求水準】

①事業報告書

毎年4月末日までに前年度分の事業報告書を提出すること。

＜事業報告書に記載すべき事項＞

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- ・利用料金の収入実績
- ・管理業務の収支状況
- ・上記のほか、委員会が必要に応じて求めるもの

②月間業務報告書(以下「月報」という。)

毎月10日までに前月分を提出すること。

＜月報で報告すべき内容＞

- ・施設維持業務の作業実績報告書
- ・当該月の利用者数一覧（施設別、区分別）
- ・当該月の利用料金の収入状況一覧（施設別、区分別、減免件数含む）
- ・自主事業を実施した場合は、その実施状況
- ・光熱水費、燃料費の執行状況
- ・上記のほか、委員会が必要に応じて求めるもの

※当該月のすべての日報を添付すること。（確認後返却）

③年次事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度3月末までに次年度に予定する年次事業計画書を作成し、委員会に提出すること。

なお、当初に提案した事業計画に変更がある場合には事前に委員会と協議すること。

ウ. 委員会の検査・確認・要請に対する対応等

指定管理者は、施設の管理運営一切に関する委員会の検査・確認・要請等に誠実に対応する。

なお、検査・確認等の結果、指定管理者の業務が協定書に定める管理運営業務の基準を満たしていないと判断した場合は、委員会は、指定管理者が必要な改善措置を講ずるよう指示等を行うことがあるので留意すること。

【要求水準】

- ①アに挙げた帳簿等、その他管理運営及び経理状況に関する帳簿類は常に整理し、委員会からこれらに関する報告や現地調査を求められた場合には、速やかに指示に従い、誠実に対応すること。
- ②委員会は、イに挙げた報告書類等の検査、定期的又は随時の現地調査(給与・賃金等の支払状況や口座残高の確認等の財務検査を含む)、その他管理の基準、本仕様書等に基づき、指定管理者が業務を適切に実施しているかの検査、確認を行うので、指定管理者は、これらの検査等に協力すること。
- ③委員会から、施設の管理運営ならびに現状等に関する調査または作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行なうこと。また、その他、委員会が実施または要請する事業への参加・支援・協力・実施を積極的かつ主体的に行なうこと。

エ. 指定管理者評価

指定管理者は、施設の利用状況の結果等を踏まえ、「指定管理者評価マニュアル」の定めるところにより、指定管理者評価シートを作成し、委員会に報告する。

【要求水準】

- ①指定管理者評価シートの作成は、責任者が中心となり、可能な限り利用者と直接接する職員の意見等も反映させることのできる方法により行うこと。
- ②「指定管理者評価マニュアル」に基づき、利用者アンケート調査を実施すること。
- ③委員会は、「指定管理者評価マニュアル」に基づき、第1次評価を行い、指定管理者評価委員会へ

提出する。評価委員会では第2次評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、町民に公表する。指定管理者は評価の結果を次年度の事業計画書に反映させるものとする。

第2 施設・設備等の維持管理に関する業務

(1)利用者等の安全確保、町民サービスの向上への配慮等

各業務の実施に当たっては、利用者等の安全確保を第一に優先するとともに、町民サービスの向上について十分に配慮する。

また、法令の遵守を徹底するとともに、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理する。

【要求水準】

- ①各業務に関して、利用者、歩行者、近隣住民、職員、その他業務に関連する者の安全が十分確保されること。
- ②各業務を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとともに、利用者に対し業務の実施について十分に案内すること。
- ③必要な場合には、法令等に従い当該要件を満たす有資格者により作業が行われること。
- ④拾得物の取扱は遺失物法に基づき適正に行うこと。
- ⑤災害、救急にかかる対応を適切に行うこと。
事故や災害時などに当たり、迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、緊急時に対応できる体制を確立すること。
事故が発生した場合は、被害者の救済、保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。
- ⑥違法行為の注意・指導
施設・設備の利用方法で、不相当と認められるものについては、適正な利用方法を指導すること。
- ⑦損害賠償責任等
管理業務の実施に当たり、指定管理者の故意又は過失により町又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任を負うことになるため、指定管理者は、募集要項2. 申込資格(3)にある損害賠償責任保険に加入すること。
- ⑧環境に配慮した商品・サービスの購入や、資源の有効活用や適正処理を図り、電気・ガス等の使用量の削減に向けた取組みを推進し、化学物質・感染性廃棄物汚染物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- ⑨「指定管理者評価マニュアル」に基づき、利用者アンケート調査を実施し、利用者満足度を調査すること。なお、利用者満足度の目標数値を設定し、目標達成のための取組を実施すること。

(2)施設、設備等の維持管理

利用者が安心、快適かつ楽しく記念館を利用できるように、常に施設・設備等を適正な状態に維持する。

維持管理に当たっては、年間維持管理業務計画書を作成し、次の各号の業務を行うものとする。

また、常に巡視、点検を実施し、利用者及び施設等の安全に万全を期すものとし、各作業の実施に当たっては、利用者及び作業員に対する安全対策を徹底する。

なお、美観又は衛生において良好な状態を保つことができないおそれがある場合や安全及び管理運営に支障がある場合は、この仕様書の記載の有無に関わらず、指定管理者は良好な状態を保つため又は

安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

ア. 施設の維持及び管理

各施設の機能を十分に活用・発揮させ、利用者が安全かつ快適に利用できるように、常に巡視・点検を実施し、破損箇所の小規模な修繕又は交換、補充を適切に行うこと。秩序の維持、衛生的環境の確保、火災・盗難など事故・事件の予防等の施設の維持及び管理を行う。

【要求水準】

- ①日常点検業務は別記2によること。
- ②駐車場の管理に当たっては、施設利用者に支障を与えないように努めること。
- ③冬期間については、各施設が積雪により破損することのないように、必要な措置を講じること。また、各施設からの落雪、落水により利用者に危害を及ぼさないように、適切な措置を講じること。
- ④作業実施に当たっては、利用者に支障とならないように配慮し、特に安全管理には十分な対策をとること。

イ. 清掃業務

施設利用の動向、塵芥の発生量に即応して適切な措置をとり、常に施設内外を清潔に保つ。
また、塵芥は、缶、びん等種類ごとに定められた処理方法にしたがって、適切に処理する。

【要求水準】

- ①清掃業務は別記3によること。
- ②施設から発生したごみは、分別収集して処分すること。

ウ. 施設及び設備の運転・保守・管理・点検業務

施設及び設備の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設及び設備の劣化を早期に発見し、措置するため、日常点検、定期点検、その他必要な保守点検業務を実施する。

【要求水準】

- ①施設及び設備が所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- ②施設及び設備の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設及び設備の安全性を確保すること。
- ③業務の対象施設等は施設等全般とするが、設備等の保守点検は別記4によること。

エ. 施設周辺管理及び除排雪業務

敷地内の花壇・樹木・緑地等について、美観の保持、利用者の安全、防犯及び近隣への配慮という点から、点検、除草、剪定、病虫害防除、草刈、冬囲い等、適切な維持管理を行う。

また、冬期間の駐車スペースの確保、利用者の通行の妨げにならないよう通路の除排雪を行う。

【要求水準】

- ①施設周辺管理及び除排雪業務については、別記5(資料1)によること。

オ. 警備業務

施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、もって円滑な管理運営を行う。

このため、指定管理者は以下の業務を行う。

- ・鍵及び機械警備カードの管理
- ・開館時及び閉館時の開場、施錠。
- ・出入管理
- ・施設の秩序維持
- ・機械警備システム等の管理

【要求水準】

- ①日常的な業務内容、スケジュールを日報に記載すること。
- ②緊急時の対応手順を明確にすること。
- ③警備業法、消防法、労働安全衛生法などの関係法令を遵守すること。
- ④利用者に不快感・威圧感を与えないこと。

カ. 修繕

施設等の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設管理上のトラブルが原因で町民等の利用に支障が生じることのないよう、施設及び設備全般について、破損、故障等が発生した場合又は短期間のうちに確実に破損、故障等が発生すると見込まれる場合（以下「破損、故障が発生した場合等」という。）は、速やかに修繕を行う。

【要求水準】

- ①利用者等から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに実際の状況を確認すること。
- ②①の場合も含め、破損、故障が発生した場合等には、「指定管理業務マニュアル」に基づき修繕を行うこと。
- ③施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性を確保すること。
- ④修繕計画の作成
「指定管理業務マニュアル」に基づき、町と指定管理者は協議を行い、修繕計画を作成する。

キ. 備品管理

委員会が備え付ける備品（事務機器を含む。）は資料2のとおりとする。これらの備品は、町民等の利用に支障が生じることのないよう、常に保守点検、清掃等を行うとともに、不具合の生じた備品について、修繕を行う。

【要求水準】

- ①備品は所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- ②利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合、速やかに実際の状況を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行うこと。
- ③資料2に記載する備品は、毎年度全件、その有無及び状態を点検すること。
- ④備品の修繕等については「指定管理業務マニュアル」に基づき実施すること。

ク. 展示品及び収蔵品管理

展示品及び収蔵品（以下「収蔵品等」という。）の取扱いについては以下のとおりとする。

- ①「資料記録票」にある収蔵品等については、一部（資料3）を除き指定管理期間中無償で指定管理者に貸与する。
- ②貸与した収蔵品等の使用及び管理には十分は配慮を行うとともに、故意や過失により備品等を滅失又はき損した場合は、指定管理者が賠償すること。
- ③指定管理者は、第三者から借用について申し出があった場合は、開拓記念館研究員の承認を得て指定管理者の責任に基づき、これを相手方に貸与することができる。この場合、次の条件によるものとする。
 - ・収蔵品等の貸与は無料とする。
 - ・収蔵品等の貸与簿を常備し、貸与物品名、借用者氏名（団体にあつては団体名及び代表者名）、貸与した日、返還された日及び検印等の必要事項を記録しておくこと。
- ④指定管理終了時には、委員会の指示に従い貸与した収蔵品等を引き渡すこと。

(3)防災業務

地震、火災、風水害等の災害(以下「災害等」という。)及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災計画等を定めるとともに、日ごろから訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図る。

【要求水準】

- ①災害等の緊急事態が発生した場合には、防災計画等に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を取るとともに、発生状況、その他必要な事項について直ちに委員会に報告すること。（「指定管理業務マニュアル」参照）
- ②防災計画等には、以下の内容を含むこと。
 - ・防災業務の実施方針
 - ・災害等が発生した場合の統括対応部署とその役割。その他の部署の役割分担と連絡系統
 - ・災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常からの対策
 - ・記念館における事故による傷病等の想定項目
 - ・事故による傷病等を未然に防ぐための方策
 - ・万一事故等が発生した場合の対応方法(医療機関その他関係機関との連携を含む)
 - ・休館日の災害等への対応体制
- ③防災業務の実施に当たっては、次の基準、観点に従うこと。
 - ・利用者の安全を最優先で確保すること。
 - ・職員の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮すること。
 - ・災害等が発生した場合に、職員が必要な初動対応、避難場所としての対応及び連絡等を行える状況を維持するとともに、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行う体制を確立していること。
- ④利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制や職員による応急救護体制を確立していること。
- ⑤消防法(昭和23年法律第186号)第8条に規定される防火管理者ないし防災管理者の選任、消防計画の策定及びその実施を通じて、消防法及び関係法令に規定される防火管理又は防災管理を徹底すること。

第3 施設の利用管理に関する業務

施設の使用承認等に関する業務を行う。なお、業務の詳細は別記1のとおりとする。

(1) 受付業務

受付において、施設利用についての案内、施設利用及び物品貸与の申し込み受付、苦情や問い合わせへの対応業務を行う。

【要求水準】

- ①利用者に受付カウンターであることが容易に理解されるよう必要な表示や案内があること。
- ②親切、明朗、公平に対応するなど、接遇について最大限留意すること。
- ③施設利用者に対しては、施設の利用方法や利用上の留意点など必要かつ十分な案内が行われること。

(2) 入館の制限及び入館料の収受等に関する業務

施設の入館に関して、入館料の収受、減免の認定等を行う。

【要求水準】

- ①平等利用を確保すること。
- ②記念館の入館の制限に関する事項
栗山町開拓記念館条例(昭和63年条例第15号。以下「記念館条例」という。)(資料4)第7条及び泉記念館条例(昭和52年条例第4号)(資料5)第7条に定める場合には、記念館の入館の拒否及び退館させることができる。
- ③記念館の入館料は、記念館条例第5条及び泉記念館条例第5条の規定に基づき、前納により徴収すること。
- ④減免の認定は、栗山町公の施設使用料減免条例(募集要項資料7)の規定に基づく「公共施設使用料減免区分団体一覧」に掲載されている団体の減免区分に応じて行うこと。なお、新規利用団体の減免認定については「指定管理業務マニュアル」に基づき、委員会が行う。
- ⑤特別使用の承認
記念館条例第4条及び第5条、泉記念館条例第4条及び第5条の規定に基づき、特別使用の承認及び利用料金の徴収を行うこと。
- ⑥入館料の収受、減免認定、特別使用の承認等は「指定管理業務マニュアル」に基づくこと。

第4 施設の事業実施に関する業務

施設の設置目的の達成や利用促進を図る取組を企画、立案し、実施する。

【要求水準】

- ①利用者人数の目標数値を設定し、目標達成のための取組を実施すること。

(1) 広報業務

指定管理者は、施設の利用促進を図る観点から施設のPR や事業の周知など情報提供を行う。

(2) マナー啓発に関する取組

記念館内でのマナー啓発に向けた取組を企画・立案し、実施する。

【要求水準】

- ①建物外に設置した所定の喫煙場所以外での喫煙を禁止し、受動喫煙防止対策を講じること。
- ②栗山町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例(平成20年条例第29号)に基づき、ゴミのポイ捨て及び犬のふんの放置を防止する対策を講じること。
- ③放置自動車及び放置自転車を防止する対策を講じること。
- ④禁止行為及び迷惑行為を防止する対策を講じること。

(3)委員会からの委託事業

- ア. 昔ながらの食文化を通じて体感的に歴史を学ぶことを目的に生活体験事業を実施すること。別記6
- イ. 収蔵している様々な生活用具・用品などを公開し、本町に伝承されてきた歴史や文化を知る機会を提供することを目的に栗山町開拓記念館において、特別展示事業を実施すること。別記7
- ウ. ただし、自主事業において、委託事業の趣旨、目的を包含すると判断される発展的な事業が行われる場合は、委員会と協議のうえ、自主事業へ切り替えることができるものとする。

【要求水準】

- ①事業参加者数の目標数値を設定し、目標達成のための取組を実施すること。

第5 管理業務に付随する業務

管理業務に付随する業務を行う。

(1)個人情報の保護について

指定管理者は、業務の処理に当たっては、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理及び安全保護を図るため、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の必要な措置を講じるとともに、個人情報保護に関する本町の施策に協力するものとする。

【要求水準】

- ①指定管理者は、管理業務を行うに当たって保有する個人情報については、栗山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第3号）に定めるところにより、適正に取り扱うとともに、委員会から開示、訂正又は利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じること。
- ②職員に対して、守秘義務を徹底させ、個人情報保護の意識を向上させるための教育を実施すること。

(2)情報の公開について

指定管理者が管理している文書等の情報の適正な公開に努めること。

【要求水準】

- ①指定管理者が管理している文書等(電子データ、写真を含む。)の公開については、栗山町情報公開条例(平成14年条例第32号)に基づき適正な情報公開に努めるとともに、委員会から管理業務に関する文書等の提出の要求があったときは、速やかにこれに応じること。

(3)引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引き継ぎを行う。又、新旧指定管理者は、業務引継の完了を示す書面を取り交わし、その写しを委員会に提出する。

【要求水準】

- ①引継ぎは、利用者の利便性を損なわないよう、新指定管理者、委員会と協力して行うこと。
- ②引継ぎには、別途委員会との協議により定める内容を含めること。

(4) その他記念館の管理業務に付随する一切の業務

第6 委員会と指定管理者の業務範囲について

栗山町の自然、歴史、文化、美術に関する資料を収集、保管、展示、調査研究及び教育普及活動などを行う学芸部門については、継続性や専門性を確保する観点から委員会が責任をもって当てることにします。

- ・収集、保存及び調査研究事業については委員会が直接実施します。
- ・展示事業のうち、常設展示は委員会が直接実施します。

6 その他留意事項

(1) 自主事業の実施について

指定管理者は、上記の業務の範囲外で、委員会の承認を得た上で、記念館を使用して事業を行うことができます。この場合の留意事項は、以下のとおりです。

ア. 一般的留意事項

指定管理者が自らの提案に基づき自主事業を実施する場合は、1で記載した「記念館の設置目的・指定管理者に期待する役割」を踏まえて計画すること。また、一般の利用を妨げないよう配慮するとともに、町民が利用しやすいような料金を設定すること。

イ. 承認要件

以下の全てに該当すること。

- ① 1で記載した記念館の設置目的・指定管理者に期待する役割及び5で記載した要求水準の達成に寄与すること。
 - ② 指定管理者の自己資金で実施するものであること。（指定管理費の流用は原則として認めない。ただし、指定管理者の経営努力による利益と認められる分については、個別に判断するので相談すること。）
 - ③ 収支見込や事業の運営形態において、5に示す各業務に支障をもたらさないと認められること。
 - ④ 事業実施後は指定管理者による施設の原状復帰が可能なこと。
 - ⑤ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。
 - ⑥ 施設運営上の継続性に影響を与えないこと。
- ※ 施設の管理運営とは関わりの無い指定管理者固有の事業等のPR、関連イベント、その他指定管理者固有の事情によると認められる事業等は承認しない。

ウ. 自主事業に関する経理

自主事業の収支については、本業務に係る収支と区分して経理すること。複数の自主事業を行う場

合は、さらに、事業毎の経理とすること。

なお、この場合、費用については、本業務にかかる経費と自主事業にかかる経費を明確に区分できるもの(例:自主事業のみに要する備品費等)はそれぞれ当該事業の費用とし、明確に区分できない費用のうち人件費、団体の一般管理費については本業務及び各事業の規模等に応じて適切に配分して経理すること。

ただし、本業務において当然に発生する備品費、修繕費等の費用については、収支報告書において経理方法を注記することを前提として、費用を配分しないこととして差し支えない。

エ. 承認の取消について

自主事業の実施期間中、事業の実際の状況等から承認要件のいずれかを欠くと認められる場合(承認すべきではない事業と認められた場合を含む)には、承認を取消す。

なお、承認の取消により生じた指定管理者又は第三者の損害について委員会は責任を負わないので、指定管理者は、自主事業の実施に伴い第三者との取引等を行う場合、当該第三者にその旨を十分説明するとともに、原則として当該第三者が了解したことを書面により確認すること。

オ. 自主事業における施設の利用料金及び参加者数の取扱い

自主事業の実施に伴い、経理上の利用料金の取扱いは、自主事業の支出において利用料金を支払い、本業務の利用料金収入として受ける。また、自主事業の参加者数は施設の利用人数としてもカウントする。

(2) 管理に要する施設等

指定管理者は、管理業務を執行するために必要な施設、設備、備付機器等(以下「施設等」という。)を無償で使用するができる。

この場合、指定管理者は、施設等を本来の用途に従ってのみ使用し、常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。また、指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設等を滅失し又は棄損したときは、指定管理者の負担において補填し又は修理しなければならない。

(3) 事故等

次の各号については、速やかに委員会に報告し、場合によってはその指示を受けること。

ア. 施設、設備、備付機器等が滅失し又は棄損したとき。

イ. 記念館内において事故が発生したとき。

ウ. その他、管理上不測の事態が生じたとき。

(4) 指定管理者の表示

施設の利用者にわかるように指定管理者の団体名等を表示すること。

7 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委員会と指定管理者が協議して決定するものとする。

(参考)法令等の遵守

記念館の管理運営に当たって遵守しなければならない法令。

- (1) 地方自治法
- (2) 地方自治法施行令
- (3) 栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (4) 栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (5) 栗山町開拓記念館条例
- (6) 栗山町開拓記念館条例施行規則
- (5) 栗山町泉記念館条例
- (6) 栗山町泉記念館条例施行規則
- (8) 栗山町公の施設使用料減免条例
- (9) 栗山町公の施設使用料減免条例施行規則
- (10) 栗山町個人情報の保護に関する法律施行条例
- (11) 栗山町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則
- (12) 栗山町行政手続条例
- (13) 栗山町行政手続条例施行規則
- (14) 栗山町情報公開条例
- (15) 栗山町情報公開条例施行規則
- (16) 栗山町公有財産規則
- (17) 栗山町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの防止に関する条例

※指定期間中に前各項に規定する法令等に改正があった場合、改正された内容によるものとする。

(参考)基準管理費用

記念館の基準管理費用積算に係る施設の管理経費及び使用料の実績は資料6のとおりである。

【施設名：栗山町開拓記念館】

5 業務の内容と要求水準

(1) 管理運營業務の基本方針

③記念館の管理運営に係る業務

[illegible]

【施設名：栗山町開拓記念館】

5 業務内容と要求水準

(2) 施設、設備等の維持管理

ア. 施設の維持及び管理

日常点検業務

[illegible]

【施設名：栗山町開拓記念館】

5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 床の日常清掃

[illegible]

【施設名：栗山町開拓記念館】

- 5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 床以外の日常清掃

作業場所	作業内容	標準頻度 (回)	単位面積 (㎡)	適用
玄関（風除室）	フロアマット除塵、扉ガラス拭き、 什器・備品除塵、ごみ収集及び金属品防塵	301	10.40㎡	1日1回以上
事務室	窓台・受付窓口拭き、ごみ収集	301	19.78㎡	
常設展示室	障子戸・障子戸（欄窓）・窓ガラス・窓台・窓台障子戸・仕切りガラス・スモークガラス・展示ガラス・ガラスショーケース拭き、什器・備品の除塵及び拭き	301	439.35㎡	
特別展示室	窓ガラス・障子戸・窓台・ガラスショーケース拭き、什器・備品の除塵及び拭き	301	119.75㎡	
収蔵庫	什器・備品の除塵及び拭き	301	84.50㎡	
ロビー	フロアマット除塵、窓ガラス・ガラスショーケース拭き、什器・備品の除塵及び拭き	301	59.43㎡	
通路	什器・備品の除塵及び拭き	301	11.94㎡	
男子トイレ	扉・便所面台のへだて部分拭き、洗面台拭き、 鏡拭き、 衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	301	7.68㎡	
女子トイレ		301	3.52㎡	
障害者トイレ		301	4.32㎡	
トイレ前室		301	3.04㎡	
喫煙所	吸殻収集	301	灰皿3箇所	

【施設名：栗山町開拓記念館】

5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 日常巡回清掃

[illegible]

【施設名：栗山町開拓記念館】

- 5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 床の定期清掃

作業場所	作業内容	標準頻度 (回)	単位面積 (㎡)	適用
玄関（風除室）	表面洗浄	年1回	10.40㎡	
事務室		年1回	19.78㎡	
常設展示室		年1回	398.83㎡	
特別展示室		年1回	100.50㎡	
収蔵庫		年1回	79.50㎡	
ロビー		年1回	56.00㎡	
通路		年1回	11.94㎡	
男子トイレ	表面洗浄又は一般床洗浄	年1回	7.68㎡	
女子トイレ		年1回	3.52㎡	
障害者トイレ		年1回	4.32㎡	
トイレ前室		年1回	3.04㎡	

【施設名：栗山町開拓記念館】

5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 床以外の定期清掃

[illegible]

【施設名：栗山町開拓記念館】

5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 建物外部の定期清掃

[illegible]

【施設名：栗山町開拓記念館】

5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 建物外部の日常清掃

[illegible]

【施設名：栗山町開拓記念館】

- 5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 エ. 施設周辺管理及び除排雪業務

作業場所		標準頻度 (日)	単位面積 (㎡)	適用
施設周辺	草刈	年8回	373.07㎡	機械使用
	芝刈	年16回	880.00㎡	機械使用
	芝管理	年2回	880.00㎡	肥料散布・目土散布
	草取り	年8回	1,217.00㎡	
来客者用駐車場	草刈	年8回	30.00㎡	機械使用
	草取り	年8回	180.00㎡	
施設周辺	樹木の剪定	年3回	241本	いちいの垣根、ツツジ、イトヒバ、ニオイヒバ、五葉松
	肥料散布	年5回	141本	ツツジ
	越冬準備及び撤去	年5回	141本	冬囲い（ツツジ、五葉松）
施設周辺 来客者用駐車場	ごみ収集・運搬	月1回		芝・草・落ち葉、樹木
	除雪	年60回	554.60㎡	玄関、非常口、構内通路、職員駐車場、来客者専用駐車場

【施設名：泉記念館】

- 5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 床の日常清掃

作業場所	作業内容	標準頻度 (日)	単位面積 (㎡)	適用
玄関	除塵及び部分水拭き	301	6.62㎡	1日1回以上
三畳間		301	4.96㎡	1日1回以上
居間		301	19.87㎡	1日1回以上 (畳)
居間		301	13.25㎡	1日1回以上 (床板)
和室 (座敷)		301	9.94㎡	1日1回以上
和室 (扇の間)		301	16.56㎡	1日1回以上
和室 (亀の間)		301	9.94㎡	1日1回以上
和室 (鶴の間)		301	16.56㎡	1日1回以上
和室 (鶴の間～床の間・違棚)		301	3.31㎡	1日1回以上
縁側		301	9.93㎡	1日1回以上

【施設名：泉記念館】

- 5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 床以外の日常清掃

作業場所	作業内容	標準頻度 (日)	単位面積 (㎡)	適用
玄関	扉ガラス部分拭き、除塵、ごみ収集	301	6.62㎡	1日1回以上
三畳間	扉ガラス部分拭き、窓台、什器・備品拭き	301	6.71㎡	
居間	窓ガラス、窓台、引き戸ガラス部分拭き、什器・備品の除塵及び拭き	301	48.12㎡	
和室（座敷）	窓ガラス、窓台、什器・備品、ガラスショーケースの除塵及び拭き	301	11.64㎡	
和室（扇の間）	障子戸枠除塵、什器・備品の除塵及び拭き	301	19.87㎡	
和室（亀の間）	窓ガラス、窓台、ガラスショーケース、什器・備品の除塵及び拭き	301	12.45㎡	
和室（鶴の間）	障子戸枠除塵、障子戸ガラス部分拭き、什器・備品の除塵及び拭き	301	23.18㎡	
縁側	備品拭き、引き戸ガラス部分拭き、除塵	301	11.59㎡	

【施設名：泉記念館】

5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 日常巡回清掃

[illegible]

【施設名：泉記念館】

- 5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 床の定期清掃

作業場所	作業内容	標準頻度 (日)	単位面積 (㎡)	適用
玄関	表面洗浄又は一般床洗浄	年1回	6.62㎡	
三畳間	表面水拭き	年1回	4.97㎡	
居間		年1回	19.87㎡	
和室(座敷)		年1回	9.94㎡	
和室(扇の間)		年1回	16.56㎡	
和室(亀の間)		年1回	9.94㎡	
和室(鶴の間)		年1回	19.87㎡	
縁側	表面洗浄	年1回	9.94㎡	

【施設名：泉記念館】

5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 ごみ収集

[illegible]

【施設名：泉記念館】

5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 建物外部の定期清掃

[illegible]

【施設名：泉記念館】

5 業務内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 イ. 清掃業務
 建物外部の日常清掃

[illegible]

5 業務の内容と要求水準

第4 施設の事業実施に関する業務

(3)委員会からの委託事業

1 事業名 生活体験事業

2 目的・趣旨

昔ながらの食文化を通じて体感的に歴史を学ぶことを目的に杵と臼を使つての「親子もちつきの集い」を開催する。

3 事業内訳

- ①実施時期 12 月初旬
- ②場 所 開拓記念館
- ③参加対象 一般町民

※事業実績 (単位:人/円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人数	54	62	64	101
参加料	3,100	2,500	3,900	7,300

4 事業内容

- ・体 験
 - 杵と臼を使つての昔ながらの「もちつき」
 - 石臼を使つて「きな粉」を作成
 - 鏡餅、きな粉もち、よもぎ餅(餡入り)、豆もち、雑煮等を参加者で作成する。
- ・試 食
 - 作成したきな粉を使用したきな粉餅、醤油もち、納豆もち、雑煮等
- ・土 産
 - 豆もち、よもぎ餅等

5 事業実施上の留意事項

- ・参加料を徴収すること。(1人 200 円)
- ・参加者からの参加料については、事業費にあてること。

5 業務の内容と要求水準

第4 施設の事業実施に関する業務

(3)委員会からの委託事業

1 事業名 特別展示事業

2 目的・趣旨

栗山町開拓記念館に収蔵している様々な生活用具・用品などを公開し、本町に伝承されてきた歴史や文化を知る機会を提供する。

3 事業内訳

収蔵品の企画展示と前年度寄贈品紹介展示等で年4回開催

①実施時期 4月、7月、10月、2月(各2ヶ月間程度実施)

開館時間(10時～16時)休館日(月曜日、年末年始、祝日の翌日)

②場 所 栗山町開拓記念館 特別展示室

③参加対象 一般町民

※事業実績

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1回	71	221	481	485
第2回	76	284	432	603
第3回	中止	311	106	59
第4回	中止	146	140	242
合計	147	962	1,159	1,389

4 事業内容

4月、7月、10月～開拓記念館研究員企画の特別展示

2月～前年度寄贈収蔵品展

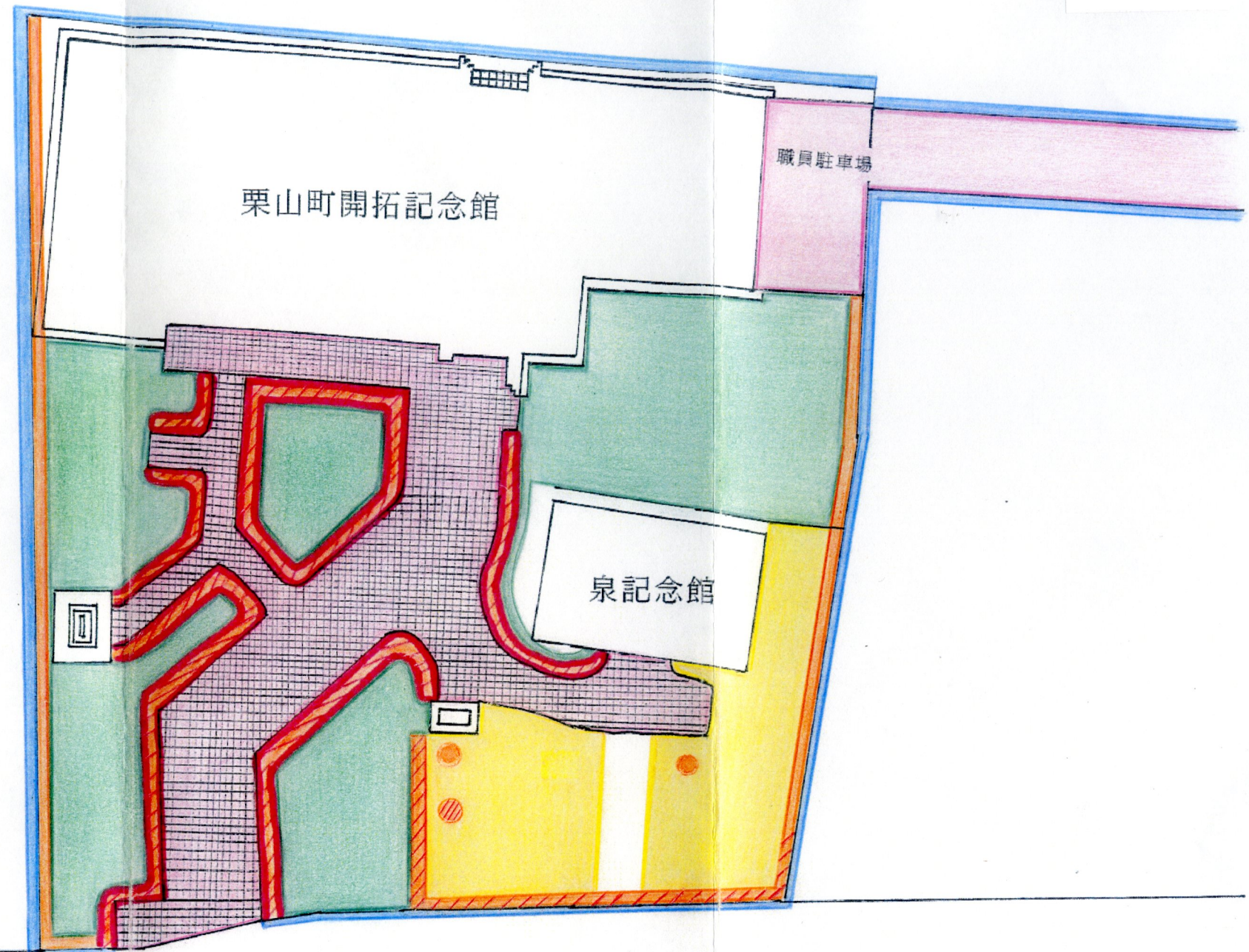
5 事業実施上の留意事項

研究員との関係

事業実施に当たっては、研究員の指示に従って行うこと

栗山町開拓記念館・泉記念館
(施設周辺業務位置図)

作業名	凡例
草刈	
芝刈・芝管理	
草取り	
樹木の剪定	
肥料散布	
冬囲い	
除雪	



歩道

来客者用駐車場

備品番号	品名	取得日	規格	所在場所	備考
9888	長机	昭和63年1月1日	900×1800×700	開拓記念館	
9889	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9890	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9891	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9892	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9893	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9894	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9895	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9896	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9897	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9898	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9899	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9900	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9901	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9902	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9903	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9904	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9905	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9906	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9907	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9908	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9909	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9910	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9911	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9912	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9913	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9914	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9915	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9916	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9917	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9918	パイプ椅子	昭和63年9月16日	アイチ MIRO-P	開拓記念館	
9919	ベンチ	昭和63年9月16日	オカムラE373AC 1812batu460batu380	開拓記念館	
9920	ベンチ	昭和63年9月16日	オカムラE373AC 1812batu460batu380	開拓記念館	
9921	ベンチ	昭和63年9月16日	オカムラE373AC 1812batu460batu380	開拓記念館	
9922	ベンチ	昭和63年9月16日	オカムラE373AC 1812batu460batu380	開拓記念館	
9923	車椅子	昭和63年1月1日	650×900×840	開拓記念館	
9924	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9925	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9926	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9927	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9928	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9929	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9930	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9931	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9932	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9933	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9934	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9935	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9936	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9937	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9938	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9939	ロビーチェア	昭和63年9月16日	ライオン544-84 600×600×380 グレー	開拓記念館	
9940	灰皿スタンド	昭和63年10月31日	オカムラE131ZD 320×320×600	開拓記念館	
9941	灰皿スタンド	昭和63年10月31日	オカムラE131ZD 320×320×600	開拓記念館	
9942	ロッカー	昭和63年9月16日	プラス04-002 900×515×1800 2連	開拓記念館	
9943	ロッカー	昭和63年9月16日	ライオン582-02 700×515×1790両開	開拓記念館	
9946	ダストボックス	昭和63年9月16日	チトセDB-112	開拓記念館	
9947	ダストボックス	昭和63年9月16日	チトセDB-112	開拓記念館	

栗山町開拓記念館・泉記念館備品貸与一覧

(資料2)

備品番号	品名	取得日	規格	所在場所	備考
9948	ダストボックス	昭和63年9月16日	オカムラE221ZA φ465×600	開拓記念館	
9949	ダストボックス	昭和63年9月16日	トセDB-112	開拓記念館	
9950	傘立て	昭和63年9月16日	トセRSS-15 455×300×1500	開拓記念館	
9951	パーテーションスタンド	平成7年3月22日	テンサハリアー690-B H60	開拓記念館	
9952	パーテーションスタンド	平成7年3月22日	テンサハリアー690-B H60	開拓記念館	
9953	パーテーションスタンド	平成7年3月22日	テンサハリアー690-B H60	開拓記念館	
9954	彫刻	明治33年1月1日	米坂ビデノリ作 400×400×1390	開拓記念館	
9955	案内板	昭和63年12月20日	600×1200	開拓記念館	
9956	マガジンラック	昭和63年9月16日	プラス20-044	開拓記念館	
9957	玄関マット	昭和63年10月31日	6. 87M	開拓記念館	
9958	看板	昭和63年9月16日	プラス52-693 600×550×1200	開拓記念館	
9959	電話機	平成2年4月26日	クローバーホン 認定番号P87-0051	開拓記念館	
9960	電気ドリル	昭和63年1月1日	リョウビマイトリルMD-11 製造145308	開拓記念館	
9962	台車	昭和63年1月1日	ライオン 600×900×860	開拓記念館	
9963	台車	昭和63年9月16日	パイプ椅子専用	開拓記念館	
9964	消火器	昭和63年9月20日	ヤマト YA-15N	開拓記念館	
9965	消火器置台	昭和63年9月20日	φ20×H820	開拓記念館	
9966	脚立	昭和63年1月1日	ハシコ兼用NCS-21型	開拓記念館	
9967	片袖机	昭和63年9月16日	プラス68-918 1200×700×700	事務室	
9968	片袖机	昭和63年9月16日	プラス68-918 1200×700×700	事務室	
9969	テーブル	昭和63年9月16日	トセFTW-1890T 1800×900×700	事務室	
9970	肘付回転椅子	昭和63年9月16日	コクヨCR-MP20KS-W	事務室	
9971	肘付回転椅子	昭和63年9月16日	コクヨCR-MP20KS-W	事務室	
9972	食器棚	昭和63年9月16日	オカムラ4695HA 600×450×1800	事務室	
9973	キャビネット	昭和63年9月16日	オカムラ 898×450×1050	事務室	
9974	キャビネット	昭和63年1月1日	くろがね 4段	事務室	
9975	ロッカー	昭和63年9月16日	コクヨS-D3625AY 880×515×1790	事務室	
9976	耐火金庫	昭和63年9月16日	コクヨHS-50AY 675×550×1455 320kg	事務室	
9977	スケジュールボード	昭和63年9月16日	プラス53-631 600×900	事務室	
9978	冷蔵庫	昭和63年1月1日	東芝GR-202A	事務室	
9982	デスクマット	昭和63年9月16日	700×1200	事務室	
9983	デスクマット	昭和63年9月16日	700×1200	事務室	
9984	書籍	平成12年11月7日	『明治大正の北海道』 北海道大学図書刊行会	事務室	
9985	テレビ	平成2年8月2日	サンヨー	事務室	
9986	カメラ	昭和63年11月5日	オリンパス AZ-1ズーム	事務室	
9987	スライダック	昭和63年12月20日	3回路用	事務室	
9988	長椅子	昭和63年1月1日	1800×600×380 茶	常設展示室	
9989	長椅子	昭和63年1月1日	1800×600×380 茶	常設展示室	
9990	長椅子	昭和63年1月1日	1800×600×380 茶	常設展示室	
9991	ロビーチェア	昭和63年1月1日	420×420×390 赤	常設展示室	
9992	ロビーチェア	昭和63年1月1日	420×420×390 赤	常設展示室	
9993	ロビーチェア	昭和63年1月1日	420×420×390 赤	常設展示室	
9994	ロビーチェア	昭和63年1月1日	420×420×390 赤	常設展示室	
9995	ロビーチェア	昭和63年1月1日	420×420×390 赤	常設展示室	
9996	ロビーチェア	昭和63年1月1日	420×420×390 赤	常設展示室	
9997	展示ケース	平成13年6月20日	790×590:×2000	常設展示室	
9998	スポットライト	平成5年3月31日	D97-9511(電球含)	常設展示室	
9999	スポットライト	平成5年3月31日	D97-9511(電球含)	常設展示室	
10000	スポットライト	平成5年3月31日	D97-9511(電球含)	常設展示室	
10001	スポットライト	平成5年3月31日	D97-9511(電球含)	常設展示室	
10002	スポットライト	平成5年3月31日	D97-9515(電球含)	常設展示室	
10003	スポットライト	平成5年3月31日	D97-9511(電球含)	常設展示室	
10004	スポットライト	平成5年3月31日	D97-9515(電球含)	常設展示室	
10005	スポットライト	平成5年3月31日	D97-9515(電球含)	常設展示室	
10006	スポットライト	平成5年3月31日	D97-8186(電球含)	常設展示室	
10007	スポットライト	平成5年3月31日	D97-8186(電球含)	常設展示室	

備品番号	品名	取得日	規格	所在場所	備考
10008	スポットライト	平成5年3月31日	D97－9515(電球含)	常設展示室	
10009	スポットライト	平成5年3月31日	D97－9515(電球含)	常設展示室	
10010	スポットライト	平成5年3月31日	D97－8186(電球含)	常設展示室	
10011	消火器	昭和63年9月20日	ヤマト YA－15N	常設展示室	
10012	消火器	昭和63年9月20日	ヤマト YA－15N	常設展示室	
10013	消火器置台	昭和63年9月20日	φ 20×H820	常設展示室	
10014	消火器置台	昭和63年9月20日	φ 20×H820	常設展示室	
10015	図工・美術用模型	平成12年10月18日	アイヌ鋏先レプリカ L460×W450	常設展示室	
10016	折りたたみテーブル	昭和63年9月16日	コクヨKT-S12T 1800×750×700	特別展示室	
10017	折りたたみテーブル	昭和63年9月16日	コクヨKT-S12T 1800×750×700	特別展示室	
10018	折りたたみテーブル	昭和63年9月16日	コクヨKT-S12T 1800×750×700	特別展示室	
10019	折りたたみテーブル	昭和63年9月16日	コクヨKT-S12T 1800×750×700	特別展示室	
10020	折りたたみテーブル	昭和63年9月16日	コクヨKT-S12T 1800×750×700	特別展示室	
10021	折りたたみテーブル	昭和63年9月16日	コクヨKT-S12T 1800×750×700	特別展示室	
10022	折りたたみテーブル	昭和63年9月16日	コクヨKT-S12T 1800×750×700	特別展示室	
10023	折りたたみテーブル	昭和63年9月16日	コクヨKT-S12T 1800×750×700	特別展示室	
10024	折りたたみテーブル	昭和63年9月16日	コクヨKT-S12T 1800×750×700	特別展示室	
10025	折りたたみテーブル	昭和63年9月16日	コクヨKT-S12T 1800×750×700	特別展示室	
10026	パーテーションスタンド	昭和63年9月16日	ベース コクヨGB-PSC φ 300×H900	特別展示室	
10027	パーテーションスタンド	昭和63年9月16日	ロープ コクヨGB-PR4R φ 30×1200	特別展示室	
10028	パーテーションスタンド	昭和63年9月16日	ベース コクヨGB-PSC φ 300×H900	特別展示室	
10029	展示パネル	平成3年4月27日	グレー 22型1800×900	特別展示室	
10030	展示パネル	平成3年4月27日	グレー 22型1800×900	特別展示室	
10031	展示パネル	平成3年4月27日	グレー 22型1800×900	特別展示室	
10032	展示パネル	平成3年4月27日	グレー 22型1800×900	特別展示室	
10033	展示パネル	平成3年4月27日	グレー 22型1800×900	特別展示室	
10034	展示パネル	平成3年4月27日	グレー 22型1800×900	特別展示室	
10035	展示パネル	平成3年4月27日	グレー 22型1800×900	特別展示室	
10036	展示パネル	平成3年4月27日	グレー 22型1800×900	特別展示室	
10037	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10038	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10039	展示パネル	平成3年4月27日	グレー 22型1800×900	特別展示室	
10040	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10041	展示パネル	昭和63年1月1日	エンジ 900×1200	特別展示室	
10042	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10043	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10044	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10045	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10046	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10047	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10048	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10049	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10050	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10051	展示パネル	昭和63年1月1日	エンジ 900×1200	特別展示室	
10052	展示パネル	昭和63年1月1日	エンジ 900×1200	特別展示室	
10053	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10054	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10055	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10056	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10057	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10058	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10059	展示パネル	平成4年10月12日	ヴァンティアパネル1800×900×22	特別展示室	
10060	展示ケース	昭和63年1月1日	900×570×750	特別展示室	
10061	展示ケース	昭和63年1月1日	1200×320×9.5 2段	特別展示室	
10062	展示ケース	昭和63年1月1日	1790×320×925 2段	特別展示室	
10063	展示ケース	平成1年3月24日	1815×540×925 2段	特別展示室	
10064	展示ケース	昭和63年1月1日	1200×320×9.5 2段	特別展示室	
10065	展示ケース	昭和63年1月1日	1200×520×910 2段	特別展示室	

備品番号	品名	取得日	規格	所在場所	備考
10066	展示ケース	平成6年3月31日	オカムラカウンターケースB252FCP 1500×600×900	特別展示室	
10067	展示ケース	平成1年3月12日	2100×450×900	特別展示室	
10068	展示ケース	昭和63年1月1日	1790×320×925 2段	特別展示室	
10069	展示ケース	昭和63年1月1日	1200×520×910 2段	特別展示室	
10070	展示ケース	平成6年3月31日	オカムラカウンターケースB252FCP 1500×600×900	特別展示室	
10071	展示ケース	平成3年12月25日	2400×1200×2300	特別展示室	
10072	展示ケース	平成6年3月31日	オカムラカウンターケースB252FCP 1500×600×900	特別展示室	
10073	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10074	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10075	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10076	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10077	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10078	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10079	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10080	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10081	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10082	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10083	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10084	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10085	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10086	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10087	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10088	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10089	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10090	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10091	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10092	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10093	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10094	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10095	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10096	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10097	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10098	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10099	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10100	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10101	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10102	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10103	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10104	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10105	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10106	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10107	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10108	展示パネルクリップ	平成3年4月27日	C-45	特別展示室	
10109	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10110	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10111	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10112	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10113	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10114	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10115	展示パネルクリップ	平成4年10月12日	アルマト仕上げ	特別展示室	
10387	キャビネット	昭和63年9月16日	プラス95-621 898×450×1050 3段	収蔵庫	
10388	キャビネット	昭和63年1月1日	トーキ880×515×1790 両開	収蔵庫	
10389	マップケース	昭和63年9月16日	オカムラ3051AZ1375×589×414 16入	収蔵庫	
10390	マップケース	昭和63年9月16日	プラス52-693 1375×989×414 5段	収蔵庫	
10391	マップケースベース	昭和63年9月16日	プラス67-571	収蔵庫	
10393	脚立	昭和63年9月16日	プラス18-732	収蔵庫	

備品番号	品名	取得日	規格	所在場所	備考
10394	案内板	昭和63年1月1日	900×600×580	泉記念館	
10395	案内板	昭和63年1月1日	900×600×580	泉記念館	
10396	案内板	昭和63年1月1日	1800×900×710	泉記念館	
10397	案内板	昭和63年1月1日	900×600×580	泉記念館	
10398	案内板	昭和63年1月1日	1800×900×710	泉記念館	
10399	展示ケース	平成1年3月20日	1800×470×900	泉記念館	
10400	展示ケース	昭和63年1月1日	1800×540×900	泉記念館	
10401	展示ケース	平成1年3月20日	1800×470×900	泉記念館	
10402	展示ケース	平成1年3月20日	1800×470×900	泉記念館	
10403	展示ケース	平成1年3月20日	1800×470×900	泉記念館	
10404	展示ケース	平成1年3月20日	1800×470×900	泉記念館	
10405	消火器	平成10年11月10日	ヤマト YAー10RX	泉記念館	
10406	消火器置台	平成10年11月10日	φ 20×H820	泉記念館	
94423	書籍	平成19年1月10日	「日本史広辞典」〔発行者〕野澤伸平 〔発行所〕(株)山川出版社	事務室	
94424	書籍	平成19年1月10日	「新版 北海道樹木図鑑」〔著者〕 佐藤孝夫 〔発行所〕(株)亜細亜西社	事務室	
94689	辞書	平成20年3月14日	三省堂コンサイス日本人名事典	事務室	

(資料3)

貸与しない展示品及び収蔵品一覧

大項目	中項目	小項目	名称	大きさ	備考
900 芸術 美術	950 刀剣 甲冑 鉄砲	951 刀剣	脇指	50.0 cm 反り 1.5cm	銘文 大和守源一兼信
900 芸術 美術	950 刀剣 甲冑 鉄砲	951 刀剣	刀	67.9cm 反り 1.5cm	銘文 栗田口一竿子忠綱 彫同作

栗山町開拓記念館条例

(設置目的)

第 1 条 郷土の開拓に尽くした先人の文化や遺産を後世に伝え、教育文化の発展に寄与することを目的として、開拓記念館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 開拓記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栗山町開拓記念館

位置 栗山町角田 6 0 番地 4

(開館時間及び休館日)

第 3 条 開拓記念館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前 1 0 時から午後 4 時まで

(2) 休 館 日 ア 毎週月曜日

イ 1 2 月 3 1 日から翌年の 1 月 5 日までの日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日（休日の翌日が土曜日又は日曜日に当たるときは、火曜日）

(特別使用の承認)

第 4 条 開拓記念館において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(1) 物品を販売するとき。

(2) 興行、展示会等をするとき。

2 前項の承認は、開拓記念館の利用がある場合、かつ、その管理に支障を及ぼさないと認められるときに限り、これを行うことができる。

3 教育委員会は、第 1 項の規定により承認する場合に、必要な条件を付することができる。

(入館料等)

第 5 条 記念館に入館しようとする者は、別表 1 に掲げる入館料を前納しなければならない

い。

- 2 前条の規定により特別使用の承認を受けた者は、別表 2 に定める使用料を納付しなければならない。
- 3 教育委員会は、公益上必要があると認めたときは、前 2 項の入館料及び使用料を減免することができる。
- 4 泉記念館条例（昭和 5 2 年条例第 4 号）第 5 条に規定する入館料を納めたときは、第 1 項に規定する入館料は徴収しないものとする。

（損害賠償）

第 6 条 使用者が使用に当たり、施設又は備付物件を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が定めるところによりその損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、教育委員会は賠償額を減額し、又は免除することができる。

（入館の制限）

第 7 条 教育委員会は、他に迷惑を及ぼしたり、館内の秩序を乱すおそれがあると認めるとき又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

（管理の代行等）

第 8 条 教育委員会は、開拓記念館の管理運営上必要があると認めたときは、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、開拓記念館の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に開拓記念館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。
 - (1) 開拓記念館の維持及び管理等
 - (2) 開拓記念館の入館等に関する業務
 - (3) 前 2 号に掲げる業務に付随する業務
- 3 第 1 項の規定により指定管理者に開拓記念館の管理を行わせる場合における第 3 条、第 4 条、第 6 条及び前条の規定の適用については、第 3 条中「栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、第 4 条、第 6 条及び前条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の収受等)

第9条 前条第1項の規定により指定管理者に開拓記念館の管理を行わせる場合においては、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合においては、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、使用者は指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が別表1及び別表2に規定する入館料及び使用料の額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、教育委員会があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

5 指定管理者は、教育委員会が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行に伴い、栗山町開拓記念館設置条例（昭和63年条例第4号）を廃止する。

別表 1

栗山町開拓記念館入館料

区分	入館料(1人1回につき)
小・中学生	50円
高校・一般	100円

別表 2

区分			使用料
物品の 販売	1日につき		占有面積に1㎡当たり100円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
興行等	営利・宣伝を目的としないもの	1日につき	占有面積に1㎡当たり100円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
	営利・宣伝を目的とするもの	1日につき	占有面積に1㎡当たり200円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額

栗山町開拓記念館条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、栗山町開拓記念館条例（昭和63年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入館手続)

第2条 開拓記念館に入館しようとする者は、条例第5条第1項に規定する入館料を納付し、入館券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

(特別使用の承認)

第3条 条例第4条の規定により特別使用の承認を受けようとする者は、使用日の1週間前までに栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第4条 条例第8条第1項の規定により指定管理者に開拓記念館の管理を行わせる場合における前2条の規定の適用については、第2条中「条例第5条第1項に規定する入館料を納付し」とあるのは、「条例第9条第2項に規定する利用料金を支払い」と、「様式第1号」とあるのは、「指定管理者が定める様式」と、前条中「栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

泉記念館条例

(目的)

第 1 条 開村功労者 泉 麟太郎翁の功績を讃えその旧邸を記念館とし、歴史的資料の保存と町民の文化の向上に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 泉記念館

位置 栗山町角田 6 1 番地 4

(開館時間及び休館日)

第 3 条 記念館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前 1 0 時から午後 4 時まで

(2) 休 館 日 ア 毎週月曜日

イ 1 2 月 3 1 日から翌年の 1 月 5 日までの日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日（休日の翌日が土曜日又は日曜日に当たるときは、火曜日）

(特別使用の承認)

第 4 条 記念館において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(1) 物品を販売するとき。

(2) 興行、展示会等をするとき。

2 前項の承認は、記念館の利用がある場合、かつ、その管理に支障を及ぼさないと認められるときに限り、これを行うことができる。

3 教育委員会は、第 1 項の規定により承認する場合に、必要な条件を付することができる。

(入館料等)

第 5 条 記念館に入館しようとする者は、別表 1 に掲げる入館料を前納しなければならない

い。

- 2 前条の規定により特別使用の承認を受けた者は、別表2に定める使用料を納付しなければならない。
- 3 教育委員会は、公益上必要があると認めたときは、前2項の入館料及び使用料を減免することができる。
- 4 栗山町開拓記念館条例（昭和63年条例第15号）第5条に規定する入館料を納めたときは、第1項に規定する入館料は徴収しないものとする。

（損害賠償）

第6条 使用者が使用に当たり、施設又は備付物件を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が定めるところによりその損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、教育委員会は賠償額を減額し、又は免除することができる。

（入館の制限）

第7条 教育委員会は、他に迷惑を及ぼしたり、館内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

（管理の代行等）

第8条 教育委員会は、記念館の管理運営上必要があると認めたときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、記念館の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。
 - (1) 記念館の維持及び管理等
 - (2) 記念館の入館等に関する業務
 - (3) 前2号に掲げる業務に付随する業務
- 3 第1項の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合における第3条、第4条、第6条及び前条の規定の適用については、第3条中「栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、第4条、第6条及び前条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の収受等)

第9条 前条第1項の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合においては、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合においては、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、使用者は指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が別表1及び別表2に規定する入館料及び使用料の額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、教育委員会があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

5 指定管理者は、教育委員会が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

別表1

泉記念館入館料

区分	入館料(1人1回につき)
小・中学生	50円
高校・一般	100円

別表2

区分			使用料
物品の 販売	1日につき		占有面積に1㎡当たり100円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
興行等	営利・宣伝を目的としないもの	1日につき	占有面積に1㎡当たり100円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
	営利・宣伝を目的とするもの	1日につき	占有面積に1㎡当たり200円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額

泉記念館条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、泉記念館条例（昭和52年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入館手続)

第2条 泉記念館に入館しようとする者は、条例第5条第1項に規定する入館料を納付し、入館券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

(特別使用の承認)

第3条 条例第4条の規定により特別使用の承認を受けようとする者は、使用日の1週間前までに栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第4条 条例第8条第1項の規定により指定管理者に泉記念館の管理を行わせる場合における前2条の規定の適用については、第2条中「条例第5条第1項に規定する入館料を納付し」とあるのは、「条例第9条第2項に規定する利用料金を支払い」と、「様式第1号」とあるのは、「指定管理者が定める様式」と、前条中「栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

施設名称： 開拓記念館・泉記念館

1. 施設管理費

区分				R3	R4	R5	R6	備考
施設管理費	需用費	消耗品費		104,081	89,194	213,951	154,426	
		燃料費		125,673	118,851	178,393	196,684	
		印刷製本費		18,000	18,000	22,000	22,000	
		光熱水費	電気料	422,495	462,339	453,059	501,840	
			水道料	6,072	22,716	22,716	23,244	
			下水道料	5,592	5,838	6,084	6,577	
		修繕料		115,000	98,373	253,711	233,200	
		広告宣伝費						
		計		796,913	815,311	1,149,914	1,137,971	
	役務費	通信運搬費	電話料	32,122	35,979	35,069	33,814	
			郵便料	0	0	0	0	
			運搬料	0	0	0	0	
		手数料		0	0	0	0	
		保険料		41,445	41,466	43,895	42,465	基準管理費用には見込んでいません
		計		73,567	77,445	78,964	76,279	
	委託料 (下記①以外)	消防設備保守点検委託		71,500	71,500	71,500	71,500	
		機械警備業務委託		138,600	138,600	138,600	138,600	
		計		210,100	210,100	210,100	210,100	
	報償費							
	備品購入費							
	小 計			1,080,580	1,102,856	1,438,978	1,424,350	

2. 事業費

事業名	親子生活体験事業			R3	R4	R5	R6	備考
	報償費			0	0	0	0	
	需用費	消耗品費		22,185	22,794	28,910	55,401	
		賄材料費		0	0	0	0	
		燃料費		963	2,448	2,640	3,300	
		計		23,148	25,242	31,550	58,701	
	役務費	保険料		1,200	1,440	1,440	2,530	
	使用料及び賃借料	借上料		4,710	4,710	4,910	4,710	
	人件費			18,753	40,296	64,706	59,952	
	一般管理費	人件費の15%		2,813	6,044	9,706	8,993	
	合 計			50,624	77,732	112,312	134,886	

事業名	特別展事業			R3	R4	R5	R6	備考
	報償費							
	需用費	消耗品費		10,590	6,298	8,800	16,948	
		印刷製本費						
		計		10,590	6,298	8,800	16,948	
	人件費			11,200	27,000	30,900	26,000	
	一般管理費	人件費の15%		1,680	4,050	4,635	3,900	
	合 計			23,470	37,348	44,335	46,848	

3. 収入

使用料収入	76,850	115,600	162,100	190,550	
事業収入	3,100	2,500	3,900	7,300	

令和6年度社会教育施設 等 利用状況

別表1

	総合福祉センター・あさひ工房 (専用使用分)			あさひ工房 (個人使用分)		南部公民館			改善センター			カルチャープラザ			オオムラサキ館			開拓記念館		泉記念館
月	件数	人数	金額	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	人数	金額	人数
4	92	1,241	49,100	56	5,600	46	519	27,680	56	533	54,230	144	1,850	215,430	3,209	3,209	740	169	15,100	145
5	89	1,108	20,370	84	8,400	35	414	11,150	43	438	32,920	116	1,996	232,900	5,526	5,526	0	207	18,200	188
6	90	1,204	14,890	58	5,800	37	483	12,540	42	409	31,050	127	1,961	201,540	3,536	3,536	740	216	19,700	201
7	123	1,767	44,030	68	6,800	32	474	9,300	35	393	28,480	149	2,435	311,060	2,903	2,903	0	391	26,250	371
8	106	1,263	19,690	68	6,800	31	914	78,410	37	590	75,800	130	1,710	146,440	4,925	4,925	740	395	34,950	366
9	94	1,459	100,480	36	3,600	33	1,020	70,530	40	446	37,150	136	2,565	240,510	4,295	4,295	0	252	21,650	217
10	119	4,207	36,760	75	7,500	63	2,061	26,740	63	2,558	114,900	158	6,563	275,670	2,982	2,982	1,180	309	20,150	214
11	102	1,572	48,900	64	6,300	80	901	31,360	63	762	57,650	124	2,910	263,730	755	755	0	120	10,350	106
12	92	1,393	38,750	47	4,700	33	470	48,910	59	785	52,720	113	1,567	219,660	323	323	1,180	36	3,000	31
1	86	1,345	51,170	46	4,600	32	373	21,290	44	545	41,750	110	2,101	197,280	490	490	0	53	2,600	32
2	90	1,265	29,370	60	6,000	35	447	20,280	56	802	60,060	119	2,100	321,920	288	288	1,180	95	7,750	66
3	102	1,364	35,050	76	7,600	27	230	16,110	50	518	54,080	126	2,125	375,690	411	411	0	147	10,850	132
計	1,185	19,188	488,560	738	73,700	484	8,306	374,300	588	8,779	640,790	1,552	29,883	3,001,830	29,643	29,643	5,760	2,390	190,550	2,069

※オオムラサキ館団体で来ても1件、個人で来ても1件とカウント

参考: 前年度計

	総合福祉センター・あさひ工房 (専用使用分)			あさひ工房 (個人使用)		南部公民館			改善センター			カルチャープラザ			オオムラサキ館 (旧: ふれあいプラザ+ 観察飼育舎)			開拓記念館		泉記念館
R5	1,278	22,669	372,080	815	81,100	520	12,251	686,370	719	11,527	675,220	1,602	31,573	2,729,830	28,492	28,492	8,160	2,043	162,100	1,660
R4	1,403	20,417	441,900	1,022	102,200	533	10,676	515,110	642	9,527	581,300	1,597	27,694	2,909,600	29,482	29,482	8,580	1,509	115,600	1,282
R3	1,354	23,917	382,290	802	79,500	421	9,890	340,790	418	8,356	462,160	1,297	22,405	2,216,340	22,725	22,725	5,770	1,072	76,850	927
R2	1,239	13,001	439,050	860	87,000	442	7,738	435,140	399	5,863	658,780	1,167	14,813	4,236,150	21,223	21,223	6,960	902	70,500	718
31	1,376	25,269	770,110	1,106	108,100	764	17,046	983,060	786	15,314	1,439,180	1,811	53,304	2,391,240	22,719	22,719	6,220	1,553	107,550	849
30	1,445	20,951	862,430	1,063	106,500	655	16,179	889,555	616	14,829	1,579,790	1,784	52,245	2,515,560	16,372	16,372	7,310	1,438	95,900	980
29	1,570	27,013	1,121,766	1,157	116,100	705	18,373	1,289,665	674	18,103	2,037,850	1,814	39,643	2,625,533	8,923	8,923	12,120	1,601	114,800	1,349
28	1,657	28,072	1,013,280	1,231	123,100	646	18,556	1,326,205	666	18,017	1,846,080	1,918	40,422	2,789,510	10,655	10,655	14,860	1,788	115,100	1,416
27	1,655	28,421	913,970	1,354	139,400	591	17,231	1,030,970	630	15,851	1,509,130	1,905	39,204	2,688,270	11,727	12,664	22,780	1,569	111,750	1,328
26	1,548	28,941	937,410	1,324	132,100	685	20,237	1,383,430	567	17,021	1,524,840	2,000	39,917	2,902,270	8,809	9,942	11,730	1,631	107,100	1,314
25	1,516	25,517	1,017,310	1,251	126,100	595	15,233	1,027,720	594	17,858	1,663,340	2,012	38,978	2,921,170	8,942	10,077	9,550	1,661	102,300	1,217
24	1,524	26,052	1,073,710	1,314	131,800	671	17,373	1,195,160	632	17,025	1,496,350	1,926	39,187	2,853,820	10,486	11,571	10,350	1,635	107,200	1,241
23	1,576	26,649	1,227,610	1,361	136,700	760	20,467	1,197,890	682	19,860	1,746,940	1,923	43,772	2,719,370	10,802	12,228	13,410	1,719	91,100	1,323
22	668	26,225	1,080,760	1,209	-	-	12,007	984,250	-	13,439	1,419,330	1,107	27,028	3,399,110	10,874	12,187	16,200	2,680	154,050	2,110
21	684	25,918	1,268,410	1,342	-	-	12,720	969,090	-	18,401	1,839,600	1,077	26,262	3,517,680	8,384	9,896	13,600	2,477	137,750	1,946
20	408	12,254	714,690	1,356	-	-	14,640	1,298,460	-	11,575	1,191,070	956	24,632	3,329,030	8,388	10,776	50,280	1,949	119,400	1,443
19	916	21,629	1,047,580	2,270	-	-	15,706	1,117,030	-	27,185	2,084,280	978	36,949	3,947,420	13,497	15,500	11,130	2,621	190,650	2,270

令和5年度社会教育施設 等 利用状況

別表1

	総合福祉センター・あさひ工房 (専用使用分)			あさひ工房 (個人使用分)		南部公民館			改善センター			カルチャープラザ			オオムラサキ館			開拓記念館		泉記念館
月	件数	人数	金額	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	人数	金額	人数
4	112	6,682	35,320	73	7,300	53	3,297	46,840	56	3,367	51,160	148	6,168	250,190	2,599	2,599	740	151	12,500	138
5	101	1,318	25,870	75	7,500	32	674	66,235	54	580	38,050	125	1,715	229,920	6,560	6,560	0	184	16,650	179
6	126	1,816	30,850	71	7,100	49	835	26,735	51	557	40,470	141	2,763	220,640	3,432	3,432	740	193	17,500	187
7	110	1,494	19,360	58	5,800	41	514	12,270	63	626	36,960	148	2,595	133,480	5,391	5,391	0	304	22,500	222
8	96	1,319	23,680	75	7,500	31	934	69,660	48	562	28,420	129	1,471	187,270	3,690	3,690	740	209	17,150	190
9	103	1,626	53,680	74	7,400	49	700	36,840	57	686	47,590	161	2,913	227,320	2,799	2,799	0	247	20,550	234
10	121	1,534	30,790	65	6,500	45	948	72,370	65	768	51,340	141	3,312	161,260	1,907	1,907	1,180	297	19,000	202
11	103	1,400	15,430	78	7,800	52	1,309	102,340	72	969	64,930	131	2,597	282,620	761	761	0	163	12,900	111
12	118	1,376	43,670	46	4,200	44	944	95,080	53	728	51,040	127	1,970	217,100	385	385	3,580	66	6,050	46
1	86	1,160	36,940	74	7,400	41	1,092	99,790	56	985	125,380	107	1,932	220,020	262	262	0	28	2,000	18
2	98	1,311	15,970	71	7,100	43	530	28,760	63	747	56,080	111	1,605	306,740	0	0	0	81	6,650	50
3	104	1,633	40,520	55	5,500	40	474	29,450	81	952	83,800	133	2,532	293,270	0	0	0	120	8,650	83
計	1,278	22,669	372,080	815	81,100	520	12,251	686,370	719	11,527	675,220	1,602	31,573	2,729,830	27,786	27,786	6,980	2,043	162,100	1,660

※オオムラサキ館団体で来ても1件、個人で来ても1件とカウント

参考:前年度計

	総合福祉センター・あさひ工房 (専用使用分)			あさひ工房 (個人使用)		南部公民館			改善センター			カルチャープラザ			オオムラサキ館 (旧:ふれあいプラザ+観察飼育舎)			開拓記念館		泉記念館
R4	1,403	20,417	441,900	1,022	102,200	533	10,676	515,110	642	9,527	581,300	1,597	27,694	2,909,600	29,482	29,482	8,580	1,509	115,600	1,282
R3	1,354	23,917	382,290	802	79,500	421	9,890	340,790	418	8,356	462,160	1,297	22,405	2,216,340	22,725	22,725	5,770	1,072	76,850	927
R2	1,239	13,001	439,050	860	87,000	442	7,738	435,140	399	5,863	658,780	1,167	14,813	4,236,150	21,223	21,223	6,960	902	70,500	718
31	1,376	25,269	770,110	1,106	108,100	764	17,046	983,060	786	15,314	1,439,180	1,811	53,304	2,391,240	22,719	22,719	6,220	1,553	107,550	849
30	1,445	20,951	862,430	1,063	106,500	655	16,179	889,555	616	14,829	1,579,790	1,784	52,245	2,515,560	16,372	16,372	7,310	1,438	95,900	980
29	1,570	27,013	1,121,766	1,157	116,100	705	18,373	1,289,665	674	18,103	2,037,850	1,814	39,643	2,625,533	8,923	8,923	12,120	1,601	114,800	1,349
28	1,657	28,072	1,013,280	1,231	123,100	646	18,556	1,326,205	666	18,017	1,846,080	1,918	40,422	2,789,510	10,655	10,655	14,860	1,788	115,100	1,416
27	1,655	28,421	913,970	1,354	139,400	591	17,231	1,030,970	630	15,851	1,509,130	1,905	39,204	2,688,270	11,727	12,664	22,780	1,569	111,750	1,328
26	1,548	28,941	937,410	1,324	132,100	685	20,237	1,383,430	567	17,021	1,524,840	2,000	39,917	2,902,270	8,809	9,942	11,730	1,631	107,100	1,314
25	1,516	25,517	1,017,310	1,251	126,100	595	15,233	1,027,720	594	17,858	1,663,340	2,012	38,978	2,921,170	8,942	10,077	9,550	1,661	102,300	1,217
24	1,524	26,052	1,073,710	1,314	131,800	671	17,373	1,195,160	632	17,025	1,496,350	1,926	39,187	2,853,820	10,486	11,571	10,350	1,635	107,200	1,241
23	1,576	26,649	1,227,610	1,361	136,700	760	20,467	1,197,890	682	19,860	1,746,940	1,923	43,772	2,719,370	10,802	12,228	13,410	1,719	91,100	1,323
22	668	26,225	1,080,760	1,209	-	-	12,007	984,250	-	13,439	1,419,330	1,107	27,028	3,399,110	10,874	12,187	16,200	2,680	154,050	2,110
21	684	25,918	1,268,410	1,342	-	-	12,720	969,090	-	18,401	1,839,600	1,077	26,262	3,517,680	8,384	9,896	13,600	2,477	137,750	1,946
20	408	12,254	714,690	1,356	-	-	14,640	1,298,460	-	11,575	1,191,070	956	24,632	3,329,030	8,388	10,776	50,280	1,949	119,400	1,443
19	916	21,629	1,047,580	2,270	-	-	15,706	1,117,030	-	27,185	2,084,280	978	36,949	3,947,420	13,497	15,500	11,130	2,621	190,650	2,270
18	910	17,248	858,980	-	-	-	16,041	1,268,750	-	16,775	1,203,250	1,811	45,498	3,625,400	2,074	12,140	4,680	2,169	131,700	1,790

令和4年度社会教育施設 等 利用状況

別表1

	総合福祉センター・あさひ工房 (専用使用分)			あさひ工房 (個人使用分)		南部公民館			改善センター			カルチャープラザ			オオムラサキ館			開拓記念館		泉記念館
月	件数	人数	金額	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	人数	金額	人数
4	118	1,704	28,660	80	8,000	48	700	33,490	42	564	36,190	122	1,473	144,500	26	2,490	0	93	8,000	86
5	110	1,679	62,150	86	8,600	41	627	19,760	44	398	34,800	115	1,577	302,830	26	5,781	740	153	13,900	153
6	135	1,710	20,710	120	12,000	48	796	19,890	49	491	36,160	127	1,355	158,590	26	3,125	740	124	8,150	80
7	109	4,005	32,330	92	9,200	39	1,846	11,820	50	2,108	29,840	144	4,322	129,220	27	4,481	0	174	14,000	166
8	101	1,036	10,620	103	10,300	40	935	75,150	41	570	30,430	119	1,121	271,850	26	5,576	1,770	197	17,250	187
9	115	1,261	18,470	94	9,400	39	1,093	72,560	50	892	86,700	138	1,986	166,540	26	3,205	0	226	13,850	220
10	141	2,029	65,270	84	8,400	51	1,314	67,640	53	530	45,140	146	3,436	160,140	27	3,166	1,180	145	12,800	129
11	127	1,510	40,870	104	10,400	55	853	37,195	60	714	55,680	169	3,610	496,728	25	612	0	186	9,500	98
12	128	1,487	38,450	71	7,100	48	492	40,995	63	905	55,200	127	1,854	183,760	26	272	1,180	27	2,600	26
1	89	1,047	49,280	60	6,000	32	400	25,150	49	617	44,020	110	1,891	186,030	22	252	0	43	2,800	19
2	99	1,143	34,260	50	5,000	44	1,017	81,150	68	841	61,260	137	2,238	432,652	24	225	1,180	52	4,700	35
3	131	1,806	40,830	78	7,800	48	603	30,310	73	897	65,880	143	2,831	276,760	27	297	1,790	89	8,050	83
計	1,403	20,417	441,900	1,022	102,200	533	10,676	515,110	642	9,527	581,300	1,597	27,694	2,909,600	308	29,482	8,580	1,509	115,600	1,282

※オオムラサキ館団体で来ても1件、個人で来ても1件とカウント

参考:前年度計

	総合福祉センター・あさひ工房 (専用使用分)			あさひ工房 (個人使用)		南部公民館			改善センター			カルチャープラザ			オオムラサキ館 (旧:ふれあいプラザ+観察飼育舎)			開拓記念館		泉記念館
R3	1,354	23,917	382,290	802	79,500	421	9,890	340,790	418	8,356	462,160	1,297	22,405	2,216,340	22,725	22,725	5,770	1,072	76,850	927
R2	1,239	13,001	439,050	860	87,000	442	7,738	435,140	399	5,863	658,780	1,167	14,813	4,236,150	21,223	21,223	6,960	902	70,500	718
31	1,376	25,269	770,110	1,106	108,100	764	17,046	983,060	786	15,314	1,439,180	1,811	53,304	2,391,240	22,719	22,719	6,220	1,553	107,550	849
30	1,445	20,951	862,430	1,063	106,500	655	16,179	889,555	616	14,829	1,579,790	1,784	52,245	2,515,560	16,372	16,372	7,310	1,438	95,900	980
29	1,570	27,013	1,121,766	1,157	116,100	705	18,373	1,289,665	674	18,103	2,037,850	1,814	39,643	2,625,533	8,923	8,923	12,120	1,601	114,800	1,349
28	1,657	28,072	1,013,280	1,231	123,100	646	18,556	1,326,205	666	18,017	1,846,080	1,918	40,422	2,789,510	10,655	10,655	14,860	1,788	115,100	1,416
27	1,655	28,421	913,970	1,354	139,400	591	17,231	1,030,970	630	15,851	1,509,130	1,905	39,204	2,688,270	11,727	12,664	22,780	1,569	111,750	1,328
26	1,548	28,941	937,410	1,324	132,100	685	20,237	1,383,430	567	17,021	1,524,840	2,000	39,917	2,902,270	8,809	9,942	11,730	1,631	107,100	1,314
25	1,516	25,517	1,017,310	1,251	126,100	595	15,233	1,027,720	594	17,858	1,663,340	2,012	38,978	2,921,170	8,942	10,077	9,550	1,661	102,300	1,217
24	1,524	26,052	1,073,710	1,314	131,800	671	17,373	1,195,160	632	17,025	1,496,350	1,926	39,187	2,853,820	10,486	11,571	10,350	1,635	107,200	1,241
23	1,576	26,649	1,227,610	1,361	136,700	760	20,467	1,197,890	682	19,860	1,746,940	1,923	43,772	2,719,370	10,802	12,228	13,410	1,719	91,100	1,323
22	668	26,225	1,080,760	1,209	—	—	12,007	984,250	—	13,439	1,419,330	1,107	27,028	3,399,110	10,874	12,187	16,200	2,680	154,050	2,110
21	684	25,918	1,268,410	1,342	—	—	12,720	969,090	—	18,401	1,839,600	1,077	26,262	3,517,680	8,384	9,896	13,600	2,477	137,750	1,946
20	408	12,254	714,690	1,356	—	—	14,640	1,298,460	—	11,575	1,191,070	956	24,632	3,329,030	8,388	10,776	50,280	1,949	119,400	1,443
19	916	21,629	1,047,580	2,270	—	—	15,706	1,117,030	—	27,185	2,084,280	978	36,949	3,947,420	13,497	15,500	11,130	2,621	190,650	2,270
18	910	17,248	858,980	—	—	—	16,041	1,268,750	—	16,775	1,203,250	1,811	45,498	3,625,400	2,074	12,140	4,680	2,169	131,700	1,790
17	783	15,237	91,930	—	—	—	17,842	916,690	—	24,640	1,847,040	2,004	61,037	3,820,120	2,759	18,921	—	3,124	8,400	2,929

令和3年度社会教育施設 等 利用状況

別表1

	総合福祉センター・あさひ工房 (専用使用分)			あさひ工房 (個人使用分)		南部公民館			改善センター			カルチャープラザ			オオムラサキ館			開拓記念館		泉記念館
月	件数	人数	金額	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	人数	金額	人数
4	93	937	51,960	91	9,300	53	728	31,960	35	408	24,110	107	1,429	124,370	1,505	1,505	740	49	4,300	46
5	85	515	17,820	30	3,000	14	292	3,370	22	467	68,190	45	602	45,920	3,613	3,613	0	97	8,500	97
6	122	2,475	16,950	25	2,500	15	975	6,700	9	438	4,000	40	687	94,920	1,246	1,246	0	19	1,700	19
7	138	4,262	17,230	96	9,300	32	1,050	9,670	26	711	9,840	137	2,397	252,980	4,871	4,871	0	127	12,100	126
8	116	3,253	13,860	82	7,900	28	1,052	61,855	29	362	12,930	121	1,683	227,380	4,658	4,658	740	135	10,800	134
9	139	2,370	23,630	82	8,100	24	204	7,995	24	248	17,370	114	1,642	146,880	2,684	2,684	0	96	9,350	96
10	139	4,230	42,940	73	7,200	51	1,991	22,960	40	1,917	18,530	152	5,080	265,300	2,757	2,757	750	236	11,700	222
11	127	1,599	33,930	74	7,300	67	1,057	30,688	61	773	51,050	140	2,884	225,160	625	625	1,180	142	7,300	76
12	116	1,375	57,080	88	8,800	50	1,121	104,697	62	883	55,540	133	2,142	228,560	306	306	0	65	2,600	25
1	78	867	43,680	44	4,400	29	509	26,215	35	695	106,880	105	1,388	227,670	124	124	1,180	6	600	6
2	79	593	26,460	43	4,300	18	333	9,310	29	464	22,280	83	772	174,560	94	94	1,180	11	1,100	11
3	122	1,441	36,750	74	7,400	40	578	25,370	46	990	71,440	120	1,699	202,640	242	242	0	89	6,800	69
計	1,354	23,917	382,290	802	79,500	421	9,890	340,790	418	8,356	462,160	1,297	22,405	2,216,340	22,725	22,725	5,770	1,072	76,850	927

※オオムラサキ館団体で来ても1件、個人で来ても1件とカウント

参考: 前年度計

	総合福祉センター・あさひ工房 (専用使用分)			あさひ工房 (個人使用)		南部公民館			改善センター			カルチャープラザ			オオムラサキ館 (旧: ふれあいプラザ+ 観察飼育舎)			開拓記念館		泉記念館
R2	1,239	13,001	439,050	860	87,000	442	7,738	435,140	399	5,863	658,780	1,167	14,813	4,236,150	21,223	21,223	6,960	902	70,500	718
31	1,376	25,269	770,110	1,106	108,100	764	17,046	983,060	786	15,314	1,439,180	1,811	53,304	2,391,240	22,719	22,719	6,220	1,553	107,550	849
30	1,445	20,951	862,430	1,063	106,500	655	16,179	889,555	616	14,829	1,579,790	1,784	52,245	2,515,560	16,372	16,372	7,310	1,438	95,900	980
29	1,570	27,013	1,121,766	1,157	116,100	705	18,373	1,289,665	674	18,103	2,037,850	1,814	39,643	2,625,533	8,923	8,923	12,120	1,601	114,800	1,349
28	1,657	28,072	1,013,280	1,231	123,100	646	18,556	1,326,205	666	18,017	1,846,080	1,918	40,422	2,789,510	10,655	10,655	14,860	1,788	115,100	1,416
27	1,655	28,421	913,970	1,354	139,400	591	17,231	1,030,970	630	15,851	1,509,130	1,905	39,204	2,688,270	11,727	12,664	22,780	1,569	111,750	1,328
26	1,548	28,941	937,410	1,324	132,100	685	20,237	1,383,430	567	17,021	1,524,840	2,000	39,917	2,902,270	8,809	9,942	11,730	1,631	107,100	1,314
25	1,516	25,517	1,017,310	1,251	126,100	595	15,233	1,027,720	594	17,858	1,663,340	2,012	38,978	2,921,170	8,942	10,077	9,550	1,661	102,300	1,217
24	1,524	26,052	1,073,710	1,314	131,800	671	17,373	1,195,160	632	17,025	1,496,350	1,926	39,187	2,853,820	10,486	11,571	10,350	1,635	107,200	1,241
23	1,576	26,649	1,227,610	1,361	136,700	760	20,467	1,197,890	682	19,860	1,746,940	1,923	43,772	2,719,370	10,802	12,228	13,410	1,719	91,100	1,323
22	668	26,225	1,080,760	1,209	-	-	12,007	984,250	-	13,439	1,419,330	1,107	27,028	3,399,110	10,874	12,187	16,200	2,680	154,050	2,110
21	684	25,918	1,268,410	1,342	-	-	12,720	969,090	-	18,401	1,839,600	1,077	26,262	3,517,680	8,384	9,896	13,600	2,477	137,750	1,946
20	408	12,254	714,690	1,356	-	-	14,640	1,298,460	-	11,575	1,191,070	956	24,632	3,329,030	8,388	10,776	50,280	1,949	119,400	1,443
19	916	21,629	1,047,580	2,270	-	-	15,706	1,117,030	-	27,185	2,084,280	978	36,949	3,947,420	13,497	15,500	11,130	2,621	190,650	2,270
18	910	17,248	858,980	-	-	-	16,041	1,268,750	-	16,775	1,203,250	1,811	45,498	3,625,400	2,074	12,140	4,680	2,169	131,700	1,790
17	783	15,237	91,930	-	-	-	17,842	916,690	-	24,640	1,847,040	2,004	61,037	3,820,120	2,759	18,921		3,124	8,400	2,929